

ディスクロージャー
(2009年度版)

カネツ商事株式会社

【はじめに】

本書は、平成 21 年 3 月期（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）における会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」 平成 21 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員 の 状況」 当社の役員 の 氏名、主要略歴等を記載しています。

「従業員 の 状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取り巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」 当社の平成 20 年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を完了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生じる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合でみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

①会社名等

商品取引員名 カネツ商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 杉本 良隆
 所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 11 番 5 号
 電話番号 03-3662-0111 (大代表)

②会社の沿革

当社は、昭和 28 年 6 月、群馬県高崎市の堤商店が所有しておりました東京穀物商品取引所の商品仲買人のシートを譲り受け、昭和 28 年 7 月 9 日、カネツ米穀株式会社として設立いたしました。

年 月	概 要
昭和28年 7月	東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 1 番地にカネツ米穀株式会社を設立。資本金 3,000 千円。
9月	東京穀物商品取引所商品仲買人の登録。
昭和30年10月	東京ゴム取引所商品仲買人の登録。
昭和31年 3月	富山出張所（現富山支店）を設置。
9月	仙台出張所（現仙台支店）を設置。
12月	高崎出張所（現高崎支店）を設置。
昭和32年 3月	商号を「カネツ商事株式会社」に変更。
11月	宇都宮出張所（現宇都宮支店）を設置。
昭和33年 5月	名古屋穀物商品取引所商品仲買人の登録。
7月	名古屋支店を設置。
9月	札幌出張所（現札幌支店）を設置。
昭和34年 4月	福岡支店を設置。
9月	大阪支店（現関西支社）を設置。
9月	大阪穀物商品取引所商品仲買人の登録。
昭和35年 4月	広島出張所（現広島支店）を設置。
昭和37年 9月	本店を東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 17 番地に移転。
昭和39年 2月	福井出張所（現福井支店）を設置。
4月	大阪化学繊維取引所及び大阪三品取引所商品仲買人の登録。
8月	名古屋繊維取引所商品仲買人の登録。
12月	神戸ゴム取引所商品仲買人の登録。
昭和42年12月	新宿支店を設置。
昭和46年 1月	農林大臣及び通商産業大臣より全取引所の商品取引員の許可を受ける。
昭和51年 1月	本店住居表示東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 11 番 5 号に変更。
昭和53年 8月	第 1 回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和57年 2月	通商産業大臣より東京金取引所金市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和58年 8月	第 2 回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和59年 1月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
5月	農林水産大臣より名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場の商品取引員の許可を受ける。
10月	大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所の合併により、大阪繊維取引所商品取引員の許可を受ける。
11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の合併により、東京工業品取引所商品取引員の許可を受ける。
昭和62年 8月	第 3 回、商品取引員の許可更新を行う。
平成 2年 4月	カネツ貿易株式会社、西部カネツ物産株式会社と合併。資本金 725,500 千円
平成 3年 8月	第 4 回、商品取引員の許可更新を行う。

年 月	概 要
平成 4年 3月	増資。資本金 1,000,000 千円。
10月	大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける。
平成 5年10月	大阪穀物商品取引所、大阪砂糖取引所合併により、関西農産商品取引所商品引員の許可を受ける。
平成 6年12月	株式 2 株を 1 株に併合。
平成 7年 2月	カネツ不動産株式会社を合併。資本金 1,080,000 千円。
3月	通商産業大臣より神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける。
8月	第 5 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業の第 1 回更新許可を受ける。
平成 8年 3月	株式 1 株を 5 株に分割、額面を 50 円額面に変更。
7月	株式の名義書換代理人（現株主名簿管理人/三菱 UFJ 信託銀行）を設置。
10月	名古屋穀物砂糖取引所、名古屋繊維取引所、豊橋乾繭取引所合併により、中部商品取引所商品取引員の許可を受ける。
平成 9年 4月	関西農産商品取引所、神戸生糸取引所合併により、関西商品取引所商品取引員の許可を受ける。
4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける。
10月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所合併により、大阪商品取引所の商品取引員の許可を受ける。
平成10年 8月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける。
平成11年 6月	通商産業大臣より石油市場（東京工業品取引所石油市場）の商品取引員（受託会員）の許可を受ける。
平成12年 1月	通商産業大臣より石油市場の商品取引員（受託会員）の変更許可（中部商品取引所石油市場の追加）を受ける。
平成13年 8月	第 6 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	第 2 回、商品投資販売業の更新許可を行う。
平成17年 4月	第 7 回、商品取引員の許可更新を行う。
6月	FX カネツ株式会社（現カネツ GKKGoh 株式会社）を新設分割。
12月	外国為替取引業の廃止。
平成18年 4月	新宿支店第一営業部を開設、旧新宿支店の名称を新宿支店第二営業部に変更。
10月	新宿支店第一営業部を新宿支店、新宿支店第二営業部を新宿南口支店に名称変更。
平成19年 1月	中部商品取引所、大阪商品取引所合併により、中部大阪商品取引所の商品取引員の許可を受ける。
11月	金融商品取引業者の本登録。
平成20年 3月	仙台支店移転。
4月	盛岡支店閉鎖。
11月	社団法人金融先物取引業協会加入。
11月	富山支店閉鎖。
12月	取引所為替証拠金取引くりっく 365 取引の媒介業務を開始。
平成21年 1月	カネツビジネスサービス株式会社を新設分割。
2月	新宿支店、新宿南口支店閉鎖。
4月	仙台支店、宇都宮支店閉鎖。
	増資。資本金 1,250,000 千円

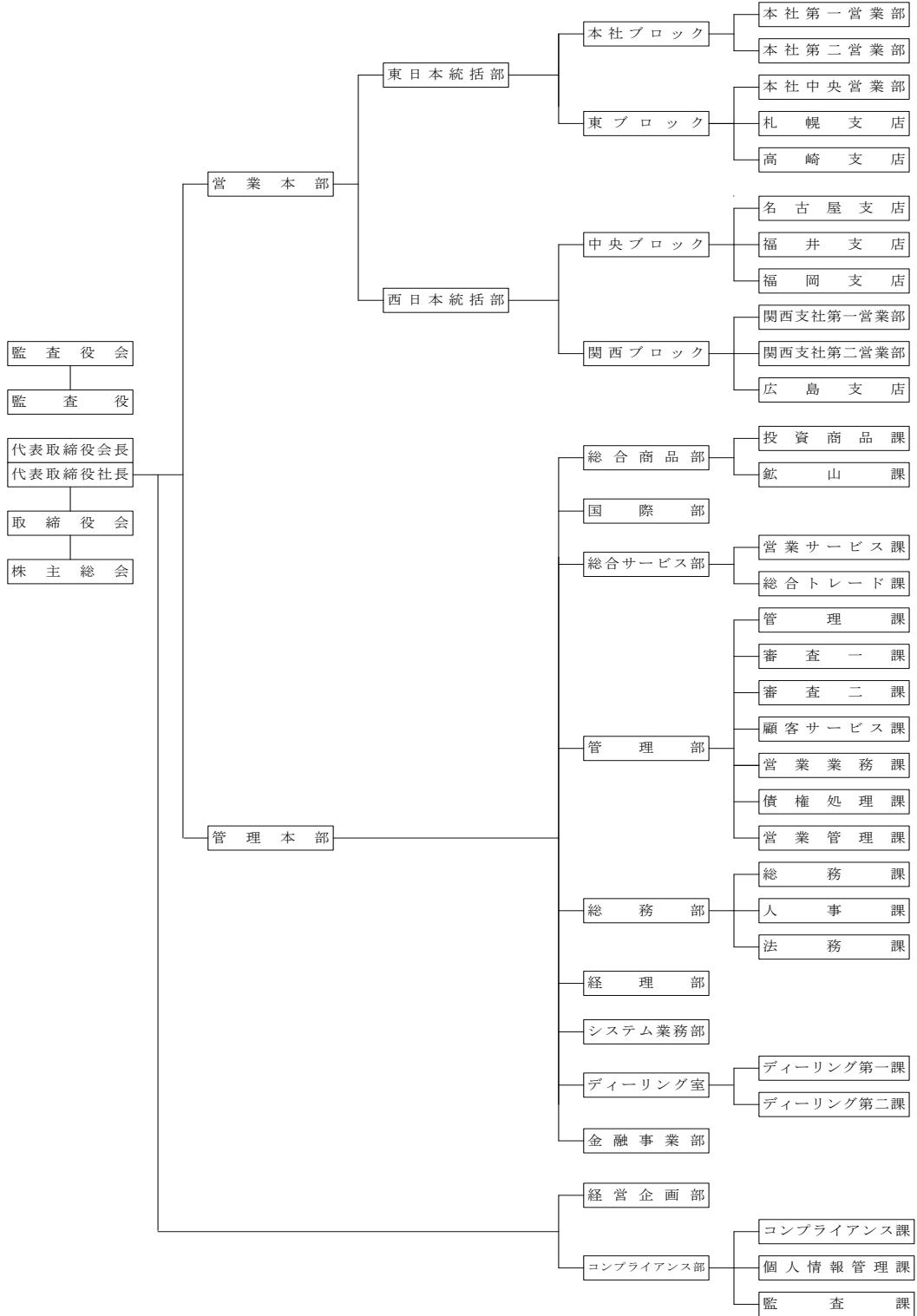
③会社の目的

1. 次の商品に関する売買業、輸出入業、問屋業、代理業ならびに仲立業
 - イ. 食糧、砂糖、油脂、飼料およびこれらの原料ならびに畜類、農畜水産物、加工食品その他の食料および飲料
 - ロ. 肥料、調味料、コーヒー、ココア、乳製品およびこれらの原料
 - ハ. 各種毛皮製品およびその原毛皮
 - ニ. 花卉、木材、合板および林産物
 - ホ. 衣料用繊維製品およびその原料
 - ヘ. ゴムおよびその加工品ならびに煙草および酒類
 - ト. 貴金属、白系金属およびこれらの製品
 - チ. 鉄、非鉄金属およびこれらの原料、製品ならびに鉱物
 - リ. 石油、天然ガスおよびこれらの副製品
 - ヌ. 自動車、自転車、玩具、事務用品、書籍およびに日用雑貨品
 - ル. 前記に関連する採鉱、開発および製造加工業
 2. 商品先物取引業
 3. 金融商品取引業
 4. 投資運用業
 5. 金融商品仲介業
 6. 海外商品先物取引業
 7. 貴金属の預託等取引業
 8. 各種会員権の賃貸およびリース業
 9. 刊行物の発行
 10. 不動産の取得、売買、賃貸借および保守管理ならびにこれらの仲介
 11. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
 12. 書画、骨董の取得、売買および賃貸
 13. 金銭の貸付けおよび債務の保証または引受け
 14. 事務用機器、コンピュータおよび同関連機器の販売およびリース業
 15. システム技術等のソフトウェアの企画、開発、販売および保全ならびにこれらの仲介
 16. 有価証券の運用および売買
 17. 前各号に附帯する業務および関連する事業
- (注) 上記のうち____線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 当社の経営組織図は、次のとおりです。

(平成21年7月1日現在)



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場において商品取引受託業務を営むことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けております。

許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 34 号」

経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」

商品市場名 取引所名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	指数	石油	アルミ	鉄*	上場商品名
東京穀物商品取引所	○								一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
		○							粗糖
東京工業品取引所			○						金、銀、プラチナ、パラジウム
				○					天然ゴム
						○			ガソリン、灯油、原油
中部大阪商品取引所							○		アルミニウム
				○	○	○		○	ガソリン、灯油、軽油、鉄スクラップ、天然ゴム、天然ゴム指数
関西商品取引所					○				コーヒー指数

(注 1) ○印の商品市場については、特定の電子取引に係る届出も行っております。

(注 2) 鉄*は鉄スクラップの略です。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は、上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 金融商品取引業者

第 2 種金融商品取引業者として、商品ファンドの組成・販売、取引所為替証拠金取引の代理・媒介業務等を行っております。

ロ. 貴金属の預託等業務

ゴールド・セービング、プラチナ・セービング等の商品を扱っております。

⑤営業所の状況

(平成 21 年 4 月 17 日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
本 店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 11 番 5 号	03-3662-0111
関 西 支 社	大阪府大阪市中央区北浜東 1 番 7 号	06-6942-8686
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 8 番地	011-231-8686
高 崎 支 店	群馬県高崎市八島町 17 番地 1	027-328-8686
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 23 番 2 号	052-204-8686
福 井 支 店	福井県福井市順化 2 丁目 1 番 1 号	0776-26-8686
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 13 番 21 号	092-733-8686
広 島 支 店	広島県広島市中区橋本町 10 番 1 号	082-248-8686

⑥財務の概要 (平成 21 年 3 月決算期)

(a) 資本金	1,080,000 千円
(b) 純資産額 * 1	670,761 千円
(c) 総資産額	16,417,056 千円
(d) 営業収益	2,237,374 千円
(うち、受取委託手数料)	(3,014,502 千円)
(e) 経常損失	1,578,335 千円
(f) 当期純損失	1,535,485 千円

* 1 : 商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づき商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 5,800,000 株 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(注 1) 当社の株式は、取引所に上場しておりません。

(注 2) 平成 21 年 4 月 28 日付で、親会社カネツホールディングス株式会社を引受先として新株式 100 万株を発行し、発行済株式の総数 6,800,000 株、資本金は、12 億 5 千万円となっております。

⑧主要株主名 (上位 10 名)

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	住 所	所 有 株式数	発行済株式数に対する所有株式数の割合
カネツホールディングス(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 11 番 5 号	千株 5,800	% 100.0
計		5,800	100.0

(注) 当社は、カネツホールディングス株式会社の 100%完全子会社です。

⑨役員の状態

(平成 21 年 7 月 1 日現在)

役 職 名	氏 名	所 有 株 式 数
代 表 取 締 役 会 長	清 水 清	0
代 表 取 締 役 社 長	杉 本 良 隆	0
専 務 取 締 役	若 林 正 俊	0
常 務 取 締 役	水 野 慎 次 郎	0
取 締 役	梶 浦 憲 一	0
取 締 役	塩 飽 誠	0
取 締 役	齊 藤 美 知 男	0
取 締 役	中 塩 屋 龍 也	0
取 締 役	中 村 孝 一	0
常 勤 監 査 役	吉 川 晴 之	0
監 査 役 (非 常 勤)	堤 克 弘	0
監 査 役 (非 常 勤)	矢 野 雄 紀	0
監 査 役 (非 常 勤)	鈴 木 成 雄	0
計	13 名	0

(注) 監査役矢野雄紀氏、鈴木成雄氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

⑩従業員の状態

(平成 21 年 7 月 1 日現在)

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	339 名	270 名	69 名	197 名	142 名
平 均 年 齢	35.8 才	37.0 才	31.2 才	33.2 才	39.5 才
平 均 勤 続 年 数	10.4 年	11.5 年	6.2 年	9.5 年	11.7 年
外 務 員 数	263 名	234 名	29 名	197 名	66 名

2. 事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

① 営業方針

当社は創業以来、お客様との「共存共栄」を企業理念とし、信頼されるパートナーであろうと常に真心を持ってお客様に接し、「今後も、是非、カネツ商事で取引を」と言って頂ける企業を目指しております。

そのためには、人材の育成こそが最重要課題であると考え、長年培ってきた商品先物取引のノウハウに加え、豊富な金融知識を持ち、お客様に総合的なアドバイスが出来るよう、日本証券業協会二種外務員資格やファイナンシャルプランナーの資格取得を奨励しております。

一方、より多くの投機チャンスを提供し、成果を挙げていくことこそサービスと捉えた創業の精神を引き継ぎ、商品先物取引に代表されるハイリスク・ハイリターンの商品に加え、比較的リスクの少ない商品を開発し、幅広く資産運用の場を提供していくことも重要であると考えております。商品ファンドや貴金属の消費寄託契約である「セービング」もそのひとつであります。

また、平成 20 年度においては、新たな経営施策として、12 月 1 日より、ルール等が規格化され透明性のある取引所為替証拠金取引「くりっく 365」の媒介業務を開始いたしました。

今後ますます法令遵守（コンプライアンス）体制の充実に取り組み、また、新たなものにチャレンジし続け、お客様にとってよりよいサービスとサポートの提供に邁進していく所存です。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

当期における我が国の経済は、「期の初めの足踏み状態が 6 月頃には弱い動きになり、10 月にはそれがはっきりとし、11 月以降世界経済が減速する中で、景気の悪化は急速になり、厳しい状況にある。」と言えます。為替は 1 ドル 100 円から 110 円と円安に振れたあと円高に転じ、13 年ぶりの 87 円台を記録、終わってみるとほぼ 100 円で 1 年前と変わらない水準でした。また、原油（NY 原油）は 1 バレル 110 ドル台からスタートし、146 ドル台の史上最高値を付けたあと、年度末には 48 ドル台と高値から見ると約 3 分の 1 の水準にあります。

このような状況の中、サブプライム問題に端を発したアメリカ経済の減速は大きく、リーマンブラザーズの破綻からさらに GM、AIG へと続くのかといった不安要素は後を絶たず、世界同時株安の様相を呈しました。12,656 円からスタートした日経平均株価は、6 月に 14,489 円の高値を記録したあと下げに転じ、翌年 3 月 10 日には 7,054 円と 26 年ぶりの安値を付けました。年度末にかけ、危機感を募らせた世界各国の政府が景気のでこ入れに動き、公的資金の導入、不良資産の買入れなどの動きが広がり、底入れへの期待感から日本でも日経平均株価は 8,600 円台まで値を戻しましたが、GM への追加支援策が進まないなどの影響から、NY ダウも戻りきれず、日経平均株価は 8,109 円で終わり、本格的な回復までには、今しばらく時間がかかりそうです。

そんな中、当社は、親会社カネツホールディングス株式会社が平成 20 年 10 月に買収しました東京コムウェル FX 株式会社（現カネツ FX 株式会社）を媒介先とし、同年 12 月に東京金融取引所の為替証拠金取引（くりっく 365 取引）の代理・媒介業を始め、順調に預り高、売買高を増やしております。念願であった為替取引はくりっく 365 取引として再開できましたが、当社の主な事業とする商品先物取引業は、前期に増して

厳しい状況が続き、取引員の市場からの撤退が相次ぎました。

今年度における全国の4取引所の年間総売買高合計は46,311,518枚で、前年度比34.8%の減少となりました。取引所別に見ても、総売買高の80.3%を占める東京工業品取引所が前年度比21.5%減、東京穀物商品取引所が同64.4%減、関西商品取引所が同0.8%減、中部大阪商品取引所が同54.4%減と大幅な落ち込みを見せました。

③営業の成績及び成果

このように売買高が前年度より大幅に減少する環境の中で、当社の売買高は前年度比30.9%減、うち委託は228万枚で前年度比16.4%減となりました。商品別の売買高で見ますと、貴金属が167万枚（同22.4%増）、農産物が21万枚（同84.3%減）、これに天然ゴム、石油製品が続くような格好となりました。

受取委託手数料29億9百万円（同40.4%減）、未収委託手数料3千2百万円（同40.1%減）となり、受取手数料は前期より20億5千8百万円減少して29億4千1百万円（同40.6%減）となりました。

売買損益の自己売買損益は、2億8千万円の売買損となりましたが、地金の売買損及び評価損で5億2千万円の発生となり、売買損益は8億円の売買損となりました。

営業費用は、前期より9億7千6百万円減少して37億9千万円（同20.5%減）となり、この結果、営業収益22億3千7百万円（同55.3%減）、営業損失15億5千3百万円（同一）、経常損失15億7千8百万円（同一）、当期純損失15億3千5百万円（同一）となりました。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期別
	第57期 〔自平成20年4月1日 至平成21年3月31日〕
商品先物取引	
農産物市場	271,837
貴金属市場	2,443,327
アルミニウム市場	147
ゴム市場	164,411
石油市場	54,307
砂糖市場	7,259
鉄スクラップ市場	0
天然ゴム指数市場	313
農産物・飼料指数市場	0
小計	2,941,603
オプション取引	
農産物市場	0
砂糖市場	0
貴金属市場	0
小計	0
商品ファンド	17,877
為替媒介手数料	55,021
合計	3,014,502

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別
	第57期 〔自平成20年4月1日 至平成21年3月31日〕
商品先物取引	
農産物市場	▲43,725
貴金属市場	▲301,450
アルミニウム市場	0
ゴム市場	▲5,616
石油市場	64,361
砂糖市場	▲494
鉄スクラップ市場	0
天然ゴム指数市場	7,085
農産物・飼料指数市場	0
小計	▲279,839
オプション取引	
農産物市場	0
砂糖市場	0
貴金属市場	0
小計	0
海外先物取引	0
商品売買損益	▲158,666
その他売買損益	▲361,537
合計	▲800,042

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別		第 57 期 〔 自 平成20年 4月 1日 〕 〔 至 平成21年 3月 31日 〕		
商品市場名	内 訳	委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農 産 物 市 場		198,675	8,846	207,521
貴 金 属 市 場		1,640,402	32,898	1,673,300
アルミニウム市場		232	0	232
ゴ ム 市 場		357,956	21,755	379,711
石 油 市 場		75,728	97,839	173,567
砂 糖 市 場		6,234	9	6,243
天然ゴム指数市場		629	1,863	2,492
農産物・飼料指数市場		0	0	0
鉄 ス ク ラ ッ プ		0	0	0
小 計		2,279,856	163,210	2,443,066
オプション取引				
農 産 物 市 場		0	0	0
砂 糖 市 場		0	0	0
貴 金 属 市 場		0	0	0
小 計		0	0	0
合 計		2,279,856	163,210	2,443,066

(注) 受渡による決済数量は含まれておりません。

④対処すべき課題

当社が対処すべき課題として、まず、コスト削減と経営効率の見直しが挙げられます。今期、支店網の見直しを行い、一部支店の統廃合を行いました。さらに経営資源を集約し、効率的な体制を構築していく所存です。

一方、平成 20 年 10 月にカネツホールディングス㈱が買収しました東京コムウェル FX㈱(現カネツ FX㈱)と為替証拠金代理媒介委託契約を締結し、東京金融取引所の為替証拠金取引(くりっく 365 取引)に参入しました。当社では直接、証拠金等の預託を受けませんが、グループとして順調に預り高、売買高を増やしており、商品先物取引業の回復に時間が掛かるとされる環境下、さらにこの事業を押し進め、収益の大きな柱に育てていきたいと存じます。

また、カネツホールディングスグループの一員として、グループ会社社員の安定した収入の確保と株主様への利益還元に努めてまいりたいと存じます。

⑤受託業務管理規則

◇対面取引

第1条（目的）

この規則は、受託業務の適正な運営およびその管理について必要な事項を定める。

なお、特定の電子取引は別に定める受託業務管理規則によるものとする。

第2条（管理担当組織）

当社は、受託業務に係る管理体制を明確にするため、本店管理部を主体として、本店および従たる営業所ごとに管理担当者を配置する。

2.受託業務に係る総括管理および次条に定める管理担当者の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者を置く。

3.関西支社を統轄店と定め、本店および関西支社に統轄責任者を置く。

4.本店および従たる営業所に顧客管理責任者を置く。

5.総括責任者、統轄責任者および顧客管理責任者は、次の者がその任に当る。

(1)総括責任者は、管理部の取締役とする。

なお、総括責任者が不在の場合は、本店の統轄責任者がその任に当たるものとする。

(2)統轄責任者は、部長職以上の者とする。

(3)顧客管理責任者は、本店および統轄店においては、課長職以上の者とし、従たる営業所においては支店長とする。

なお、支店長が不在の場合は、次席の者がその任に当たるものとする。

6.顧客管理の充実を図るため、主たる部門に顧客サービス課を配置する。

7.顧客管理に係る疑義の審査を行うため、本店管理部内に審査課を置く。

第3条（管理担当者の職務）

当社は、受託業務に係る運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当者の職務を定める。

(1)総括責任者

①総括責任者は、関係必要書類の精査および本規則の遵守状況を確認し、必要に応じ、統轄責任者ならびに顧客管理責任者に対して指示、指導を行うものとする。

②総括責任者は、本規則に定める管理措置の遂行状況および遵守状況を定期的に取り締役に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合は、取締役会に諮り、具体的改善措置を講ずるものとする。

(2)統轄責任者は、総括責任者の補佐を行うものとする。

(3)顧客管理責任者は、本規則に定める管理措置について、職務遂行の任に当るものとする。

(4)顧客サービス課は、顧客の面談を主な職務とする。

(5)審査課は、顧客の適合性の審査を行うものとする。

第4条（商品先物取引不適格者参入防止）

当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

(1)未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者

(2)生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(3)長期入院患者等随時連絡がとれない者

(4)商品先物取引をするための借入れをしようとする者

(5)破産者で復権を得ない者

(6)元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者

(7)口座開設時に 75 歳以上の者

2.当社は、顧客が次の各号の一に該当することが判明した時は、原則として勧誘及び受託を行わない。但し、本条第 3 項に定める例外の要件を満たす場合であって、顧客サービス課の確認を経た後、総括責任者が認めた場合は、この限りではない。

- (1)年金、恩給、保険金等により主として生計を維持する者（収入全体の過半を占める者）
- (2)65 歳以上の者
- (3)一定の所得を有しない者（年収 500 万円未満）
- (4)投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引
- (5)取引期間中に 75 歳を迎えた者
- (6)その他商品先物取引を行う適格性に疑問があると思われる者

3.前項に掲げる者の勧誘及び受託について不適当と認められないための例外の要件は、顧客本人が「適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘の対象者であること」を理解しているとともに、以下に掲げる不適当と認められない例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告を受けることに加えて、以下の要件を満たすことを要する。

- (1)前項第 1 号ないし第 3 号及び第 5 号に該当する者にあつては、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
 - (2)前項第 4 号の場合にあつては、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
 - (3)前項第 5 号に該当する者にあつては、75 歳を迎える以前に直近の 3 年以内において延べ 90 日以上に亘る商品先物取引の経験を有していること及び、当社が作成した理解度確認書により、商品先物取引の仕組み・リスク等について十分理解していることが確認できること。
- 4.当社は、勧誘の過程において顧客が各条項に照らして不適格者と判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。

第 5 条（適合性の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判断するため、次の各号に定める要領により、審査を行うものとする。

- (1)勧誘の適否の判断のため、顧客に関する見込客調査表を作成し、審査課の審査を受けるものとし、その記録を取引終了後 3 年間保存する。
- (2)審査課の審査を終えた後に、管理部顧客サービス課は統轄責任者の命を受け顧客と面談等を行う。
- (3)取引を開始する際には、顧客管理責任者の審査を経た後、統轄責任者が受託の適否に係る審査を行うものとする。
- (4)前号の統轄責任者による審査前に約諾書の差入れ、証拠金の受け入れ及び取引の受注は行わないものとする。
- (5)統轄責任者は、第 3 号の審査における判断根拠等を具体的に記載した書面を作成し、これを取引終了後 3 年間保存するものとする。

第 6 条（勧誘行為及び取引意思の確認）

当社は、勧誘を行うに当たっては、当社の商号、勧誘を行う者の氏名及び商品先物取引の勧誘が目的であることを告知し、顧客に対し勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。

- 2.前項の告知及び意思確認の内容は営業日誌に記録するものとする。

- 3.当社は、委託を行わない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、再度の勧誘を行わないものとする。
- 4.当社は、勧誘を受ける意思のない顧客への再勧誘を防止するため、当該顧客の各種名簿からの削除及び「電話発信規制装置」に登録する。
- 5.当社は、顧客の事前の承諾が得られた場合を除き、以下に掲げる勧誘を行わないものとする。
 - (1)午後 9 時から午前 8 時までの時間帯における勧誘
 - (2)顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘
 - (3)顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
 - (4)その他顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

第 7 条（口座設定申込書及び顧客カードの整備）

当社は、顧客の属性を把握し、取引参加の意思を審査するため、顧客に対し、以下に掲げる事項を記載した口座設定申込書の提出を求めるものとする。

- (1)氏名、住所、連絡先及び勤務先
- (2)職業、生年月日、性別及び家族構成
- (3)資産及び年収の状況、
- (4)投資可能資金額等
- (5)商品先物取引、証券取引及び為替証拠金取引の経験の有無
- (6)商品先物取引を行う動機
- (7)受託契約を締結する目的等
- (8)その他、必要と認める事項

2.当社は、適切な委託者管理を行うため、前項の口座設定申込書の記載内容に基づき、顧客カードを作成するものとする。

3.顧客管理責任者は、顧客カードの内容を精査するとともに、その写しを第 2 条第 2 項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

4.顧客カードの記載事項については、変更があるその都度更新するよう努めるものとする。

第 8 条（勧誘の際の説明義務）

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たって、「商品先物取引—委託のガイド（含む別冊）」及び「入門のしおり」を事前に交付するとともに、これらを用いて以下に掲げる事項を説明するものとする。

- (1)商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の 10～30 倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
- (2)商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- (3)取引証拠金等に関する事項（相場の変動によって追加的に預託する追証拠金等を含む全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する）
- (4)委託手数料に関する事項(取引の損益に加えて委託手数料がかかることを説明するとともに、委託手数料は売り、買い双方の取引に必要か否か等についても説明する)
- (5)禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨等
- (6)その他商品取引所法施行規則第 104 条に定める事項

2.前項の説明は、まず初めに前項第 1 号及び第 2 号について説明した上で顧客が理解したことを書面(商品先物取引の理解確認書)により確認し、その確認の後に前項第 3 号から第

6号について説明し、顧客が理解したことを再度書面により確認する方法により履行するものとする。

なお、当該理解確認書は総括責任者のもとに備え付けるものとする。

3.顧客に口座設定申込書の提出を求める前に、投資可能資金額とは取引の結果が損失となっても生活に支障がない「損となっても許容できる金額」であって、取引証拠金として差入れ可能な資金総額であること及び既に損失や手数料等が発生している場合にはそれを控除したものが新たな投資可能資金額となることを分かりやすく説明し、理解させるものとする。

4.当社は、ロスカット制度を導入しているため、受託契約準則に定める「ロスカット取引約款」及び「カネツ商事のロスカット取引」を用い、分かりやすく説明した後、理解した旨を書面（ロスカット制度理解の確認書）により確認し、取引口座を選択していただくものとする。

第9条（取引に係る記録等）

当社は、次の各号に定める方法により、取引状況を記録するものとする。

- (1)顧客と面談により売買注文を受ける場合は、所定の注文依頼書に委託者自筆による注文日時、注文内容および署名を求めるものとする。
- (2)ファクシミリならびにインターネットにより売買注文を受ける場合は、記録紙を保存するものとする。
- (3)委託者の売買指示における意思の確認を、顧客管理責任者の判断により必要と認めるときに記録するものとする。

第10条（商品先物取引未経験者等に係る保護措置）

当社は、直近3年間で3ヵ月以上の商品先物取引の経験を有しない者を未経験者とし、取引開始から3ヵ月を経過するまでの間、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1)取引本証拠金必要額の目安は、委託者の投資可能資金額の3分の1までに制限する。
- (2)委託者が上記(1)の取引量を超える取引を希望する場合にあっては、当該委託者から商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及びその例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であって、総括責任者が許可した場合に限り、これを認めるものとする。
- (3)本規則第4条第2項に定める者については、原則として上記(2)の取扱いを認めないものとする。

第11条（日常業務における顧客管理）

当社は、本店管理部を中心として委託者の取引状況及び投資可能資金及び取引内容等について、常時精査を行うものとする。

- 2.本店管理部の指示により、関西支社管理部並びに顧客サービス課員は委託者と面談を行い取引内容の確認を行うなど委託者との意思の疎通を計るものとする。
- 3.営業部門に対し指導が必要と認められた場合は、総括責任者の指示により統轄責任者を通じ、顧客管理責任者及び担当の営業社員の指導を行うものとする。

第12条（習熟期間終了による取引制限解除）

当社は、第10条に定める未経験者に係る管理措置を、取引開始から3ヶ月間を経過した委託者については、顧客管理責任者の申告により総括責任者が認めた者は取引量の制限を解除することができるものとする。

第13条（取引証拠金の額）

取引証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とする。

2.取引証拠金の額等に係る社内責任者として総括責任者がその任に当り、その内容について社内にて徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

第14条（委託手数料の額）

当社の委託手数料の額を変更する場合は、取締役会の決議により行うものとする。

第15条（不正資金の流入防止）

当社は、公金出納取扱者およびそれに準ずる者等からの受託は、行わないものとする。ただし、本人から取引を行いたい旨を記載した書面（本人の自筆）の提出があり、管理部または顧客管理責任者が面談等の方法により確認を行った後、記録を作成。総括責任者がその記録を精査のうえ、認めた場合は、この限りではない。

2.当該委託者の入金累計額が1,000万円を超えることとなった場合には、管理を必要とする対象者として特定する。

3.前項の対象者を管理するため、当該委託者の資産状況等を第三者機関に調査を依頼する等、必要な措置を講ずるものとする。

4.第2項の対象者の日常的な監視体制は、管理課がその任に当るものとする。

5.第2項の対象者の調査記録を作成し、その記録および第三者機関の調査報告書を10年間保存する。

6.第2項の対象者から不正資金による取引資金の預託があった場合は、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金および新規注文は受けないものとする。

第16条（委託者との入出金に係る管理措置）

当社は、委託者との間に入金及び出金は原則として金融機関での振込みにより行う。ただし、取引開始時及び清算時の入出金また、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合には、以下に掲げる事項により行うものとする。

(1)外務員が委託者と現金による受渡しをする場合は、備え付けの「持出申請書」に必要な事項を記入し、経理担当者および顧客管理責任者に提出し承認を得る。

(2)現金での受渡しは、原則として複数の役職員で対応する。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。

(3)取引証拠金等を現金で受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。

(4)取引証拠金等を現金で支払いする場合には、あらかじめ金額を記載した受領書の受領と同時に行う。

(5)現金での受渡しは、委託者の署名を「持出申請書」により経理担当者が確認し、かつ当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、受渡しの金額、日時、外務員の氏名等について確認する。

第17条（建玉制限等）

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について定期的に書面により通知するものとする。

2.委託者保護等を思料し、取引所の定める市場管理要綱とは別に、独自に委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。ただし、制限を設けた場合には委託者にこの主旨をよく説明し、理解を得たうえで、取引に参加させるものとする。

3.当社は自己の取引を取り扱うディーリング室と委託の取引を取り扱う業務部とに明確に区分し、各部に責任者を置くものとする。

第 18 条（委託者からの疑義および相談等の対応）

委託者からの疑義および相談等の対応は、本店管理部が行うものとする。ただし、委託者によっては関西支社の管理部に指示し、対応させるものとする。

第 19 条（勧誘方針）

当社は、適正な勧誘を確保するため勧誘方針を定め、店内掲示やホームページに掲載し、周知徹底を行うものとする。

第 20 条（広告・宣伝に係る管理措置）

当社は、委託の勧誘手段として広告・宣伝を行うに当たり、法その他関係法令、受託契約準則および受託等業務に関する規則等を遵守し、かつ社内規則「広告に関する規則」を定めて適正に管理するものとする。

第 21 条（違反者に対する懲戒）

この規則の定めに違反する行為があったと認められたときは、関係者に対し、当社就業規則の定めにより厳正な社内処分を行うものとする。

第 22 条（日本商品先物取引協会への届出）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

（付 則）

- 本規則は、平成 11 年 6 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 12 年 1 月 4 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 12 年 4 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 13 年 7 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 14 年 4 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 15 年 4 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 15 年 6 月 6 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 15 年 7 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 16 年 7 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 17 年 8 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 18 年 7 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 19 年 10 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 20 年 2 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 20 年 12 月 1 日より改定実施する。

◇電子取引

第1条（総 則）

この規則は、当社「受託業務管理規則」（以下「本則」という。）第1条の規定に基づき、電子取引等に係る受託業務の適正な運営及び管理に必要な事項を定めるものとする。

第2条（電子取引等の定義）

当社における電子取引等とは、本店総合サービス部が取り扱う電子取引等の取引に係る契約を締結して行う商品先物取引をいう。

第3条（受託業務及び電算システム担当部署）

当社における電子取引等の受託業務については、本店総合サービス部が担当し、基幹システム、ネットワークシステム等の構築、維持、保守及び点検等はシステム業務部が担当する。

第4条（電子取引等の内部管理体制）

当社は、電子取引等の受託業務で求められる事項を適切に管理、監督する部署として、本店管理部及び本店総合サービス部がその任に当たる。

2. 電子取引等の総括管理は本店管理部が、顧客管理は総合サービス部が担当する。

3. 電子取引等の管理担当者として管理部に総括管理責任者、総合サービス部に顧客管理責任者をおき、次の者が担当する。

(1) 総括管理責任者は、本則第2条第5項第1号の総括責任者がこれを兼ねる。

(2) 顧客管理責任者は、総合サービス部の責任者とする。ただし、責任者が不在の場合は同部署の管理職以上の者が担当する。

第5条（管理担当者の職務）

当社は、電子取引等の受託業務に係る管理担当者の職務を次の通り定める。

(1) 総括管理責任者は、口座開設あるいは取引継続のための必要書類の審査を行い、受託の適否の最終判断を行う。また、本規則に定める管理措置について、必要に応じて顧客管理責任者より報告させ、改善が必要な場合は指示、指導を行うものとする。

(2) 顧客管理責任者は、電子取引等を希望する者の、商品先物取引のしくみ、ルール等の知識を確認するほか、投資経験、保有資産の状況及び受託契約を締結する目的（取引の目的）に照らして、口座開設のための適合性の審査を行うものとする。また、本規則に定める管理措置について職務を遂行する。

第6条（不適格者の参入防止）

当社は、電子取引等については、本則第4条第1項各号の一に該当する者を「不適格者」として位置づけ、適合性の審査及び受託は行わないものとする。

第7条（不適格者に準ずる者）

当社は、電子取引等については、次の各号の一に該当する者を「不適格者に準ずる者」として位置づけ、原則として適合性の審査及び受託を行わないものとする。ただし、本条第2項、第3項及び第4項に該当する場合はこの限りではない。

(1) 年金、恩給、保険金等により主として生計を維持する者（収入全体の過半を占める者）

(2) 口座開設時に25歳未満の成年、または65歳以上の高齢者

(3) 取引期間中又は取引を再開する際に年齢が満75歳を迎えた高齢者

(4) 一定の所得（目安として年間収入500万円以上）を有しない者

(5) 公金出納取扱者及びそれに準ずる者等

(6) 商品先物取引を行う適格性に疑問があると当社が判断した者

2. 次の各号の一に該当する者であつて、本人自らが「不適格者に準ずる者」に該当することを理解した上で取引を希望する場合には、本人自書による資産の裏付けの記載された「申出書」が提出され、顧客管理責任者による適合性の審査を経た後、総括管理責任者が承認した場合に限り、口座開設及び受託を行うものとする。

(1) 25歳未満の成年だが、一定の所得（目安として年間収入500万円以上）又は一定の金融資産（目安として500万円以上）を有していると判断できる者。

(2) 65歳以上の高齢者だが、一定の所得（目安として年間収入が500万円以上）又は一定の金融資産（目安として500万円以上）を有していると判断できる者。

(3) 一定の所得（目安として年間収入500万円以上）は有しないが、一定の金融資産（目安として500万円以上）を有している者。

3. 本条第1項第3号に規定する委託者から取引の継続希望があり、本人自書による「申出書」が提出され、顧客管理責任者による審査を経た後、総括管理責任者より取引の継続を承認された場合は受託を継続する。

4. 本条第1項第5号に規定する委託者から取引の希望があり、本人自書による「申出書」が提出され、顧客管理責任者による審査を経た後、総括管理責任者より承認された場合は、口座開設及び受託を行うものとする。

第8条（受託の停止）

当社は、電子取引等では、次の各号の一に該当することとなった場合、あるいは当社が受託の継続を困難と判断した場合には、あらかじめその理由を委託者に通知した上で、受託を一時的又は完全に停止することがある。

(1) 取引開始後に、委託者の虚偽の申告により本則第4条第1項各号に該当することが判明した場合。

(2) 取引開始後に、委託者が本規則第7条第1項各号に該当することが判明した場合で、本人自書による「申出書」の提出がない場合。また、あった場合でも顧客管理責任者及び総括管理責任者より取引継続を承認されない場合。

(3) 取引開始後に、委託者が本規則第7条第1項第3号に該当することとなった場合には、当社は「不適格者に準じる者」に該当することを委託者に通知し同意を得ることを前提に受託を停止する。ただし、本規則第7条第3項により承認された場合は、この限りではない。

(4) 取引開始後に、委託者が本規則第7条第1項第5号に該当することが判明した場合で、本人自書による「申出書」の提出がない場合。また、あった場合でも顧客管理責任者及び総括管理責任者より承認されない場合。

(5) 取引開始後に、委託者の取引適格性に疑問が生じ、当社が不適格者と判断した場合。

(6) 取引開始後に、委託者から提供された顧客情報に虚偽が判明し、当社が不適格として判断した場合。

第9条（事前交付書面）

当社は、当社の電子取引等を希望する者に対して、取引のしくみ、ルール、投機性等を周知するため、次の書面を口座開設に先立ち郵送又はホームページ上で入手可能な状態で交付する。

(1) 「商品先物取引－委託のガイド（含む別冊）」

(2) 「受託契約準則」

(3) 「電子取引の契約に関する取り決め」

(4) 「受託契約準則に定めるロスカット制度取引約款」

第10条（適合性の審査）

当社は、当社の電子取引等を希望する者より、口座開設に先立ち次の内容が記載された書類「口座設定申込書」の提出を求め、属性を把握するとともに適合性の審査を行うものとする。ただし、故意に審査に必要な情報を提供しない者については適合性の審査は行わない。

- (1) 氏名・住所・性別・生年月日・家族構成・住居情報及び届け出印
 - (2) 勤務先・勤務先住所・役職・職種・職業・連絡先及び勤続年数
 - (3) 年収・流動資産額・投資可能資金額及び収入形態
 - (4) 届出金融機関情報等
 - (5) 投資経験・取引動機及び受託契約を締結する目的（取引の目的）
 - (6) パスワードの指定
 - (7) メールアドレスの届出
 - (8) その他当社が必要とする情報
2. 顧客管理責任者は、電子取引等に係る適合性の審査を前項の書面及び電話により行い、適合性に問題がない場合は総括管理責任者の審査をあおぐものとする。
3. 総括管理責任者は、顧客管理責任者の報告をもとに最終的な適合性の審査を行い、適合した者に限り電子取引等の口座開設及び受託の許可を行うものとする。

第11条（口座開設必要書類及び保管、管理）

当社は、次の書類を電子取引等に係る口座開設を行う上での必要書類とする。

- (1) 「口座設定申込書」
 - (2) 「約諾書及び通知書」
 - (3) 「商品先物取引 理解についての確認書」
 - (4) 「ロスカット制度理解の確認書」
 - (5) 「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」
 - (6) 「差換預託に関する同意書」
 - (7) 本人確認書類
 - (8) 本規則第7条第2項及び4項に該当する委託者が必要な場合は「申出書」
 - (9) その他の必要書類及び当社が定める書類等
2. 前項の書類のうち「口座設定申込書」は、顧客カードとして本店管理部及び本店総合サービス部で保管、管理する。

第12条（投機性等の開示）

当社は、電子取引等を希望する者に「商品先物取引—委託のガイド（含む別冊）」を交付した上で、商品先物取引の特性及び本則第8条第1項各号に規定する事項について十分な理解を求めると同時に、商品先物取引は委託者自身の判断と責任において行う取引であることについて、委託者の理解と認識を得るものとする。

第13条（商品先物取引の理解についての再確認）

当社は、電子取引等を行う上で、本規則第7条第1項第3号に該当する委託者が継続して取引を希望する場合は、電話又は面談にて商品先物取引の理解についての再確認を行うものとし、その証として本人自書による「申出書」の提出を求めるものとする。

第14条（投資可能資金額）

当社は、電子取引等を希望する者に「投資可能資金額」の意味することを事前に告知し、過度な取引とならないよう注意を喚起する。

第 15 条（経験者及び未経験者への対応）

当社は、本則第 10 条の規定に拘わらず、電子取引等自体が委託者自身の判断と責任において行う取引あることを委託者に周知することで、その対応に違いを設けない。

第 16 条(取引証拠金の額及び告知)

当社は、電子取引等の取引証拠金の額を全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とし、その告知は郵送又はホームページ上で行うものとする。また、その取引証拠金の額を変更した場合も同様とする。

第 17 条(委託手数料の額及び告知)

当社は、電子取引等の委託手数料の額の決定及び変更は担当取締役の承認を得て行うものとし、その告知は郵送又はホームページ上で行うものとする。

第 18 条（建玉制限および受託制限等）

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について定期的に郵送又はホームページ上で告知するものとする。

2. 当社は、委託者保護等を考慮し、取引所の定める市場管理要綱とは別に、独自に委託者からの受託枚数に制限を設けることがある。ただし、その場合は、委託者にその趣旨をよく説明し、理解を得た上で実施するものとする。

第 19 条（入出金に係る管理措置）

本則第 16 条に準じる

第 20 条（本人確認）

当社は、仮名、借名による不正取引を未然に防止し、不正な資金の流入を防止するために「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成 19 年法律第 22 号）に基づき、本人確認を行う。

第 21 条（不正資金の流入防止措置）

本則第 15 条の規定に準じる。

なお、本規則においては、本店管理部及び管理課を本店総合サービス部に、総括責任者を総括管理責任者に読み替えるものとする。

第 22 条（取引に係る記録及び保管）

当社は、電子取引で受け付けた注文は電磁的に記録し、その他の方法で受け付けた注文は売買注文伝票に記録し、10 年間保管するものとする。

第 23 条（受託業務における禁止行為及び懲戒）

当社の、電子取引等の受託業務を担当する者は、本規則を遵守するとともに関係法令に定める禁止行為をしてはならない。

2. 前項に違反する行為が認められた場合は、別に定める「就業規則」により厳正な社内処分を行うものとする。

第 24 条（システム障害時の対応及び報告）

当社は、電子取引等の受託業務を行う上で、システム障害時の免責事項が規定された「電子取引の契約に関する取り決め」を口座開設に先立ち委託者に交付するものとする。

2. システム障害等が発生した場合は、別に定める「社内マニュアル」に沿って速やかに処理し、発生状況、その後の対応及び処理について記録を残すとともに、再発防止策を講じるものとする。

3. 関連部署は障害報告書を作成して管理部へ提出するものとし、その影響が「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」（日本商品先物取引協会）に規定する内容に該当する場合は、日本商品先物取引協会に対して報告書を提出するものとする。

第 25 条（個人情報の取扱い、保護措置及び公表）

当社は、個人情報の保護を図るため、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報保護ガイドライン」（日本商品先物取引協会）に基づき別に規定を定め、入手した個人情報、ID、パスワード等の取り扱い及び保護に関して、その規定に従い必要な措置を講じる。

2. 「個人情報保護方針」の公表は書面及びホームページ上で行うものとする。

第 26 条（委託者相談窓口）

当社は、電子取引等に関する委託者からの問い合わせ、相談、苦情等の受付け窓口を本店総合サービス部が担当する。ただし、その内容によっては、本店管理部及びその他の部署が対応するものとする。

第 27 条（勧誘方針及びその公表）

本則第 19 条に準じる。

第 28 条（広告及び宣伝に係る管理措置）

本則第 20 条に準じる。

第 29 条（本規則の制定及び改定）

当社は、本規則を制定及び改定する場合は担当取締役の承認を得て行うものとする。

第 30 条（本規則の届出及び開示）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとし、これを改定したときも同様とする。

2. 本規則は当社ホームページ上で開示する。

（付 則）

1. 本規則は、平成 19 年 2 月 1 日より施行する。
2. 本規則は、平成 20 年 8 月 1 日より改定施行する。
3. 本規則は、平成 20 年 12 月 1 日より改定施行する。

⑥外務員の登録状況

期 首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期 末 登録外務員数
314 名	17 名	24 名	307 名

⑦委託者に関する事項

期 首 委 託 者 数	新規委託者数	期 末 委 託 者 数
2,361 名	1,162 名	2,049 名

⑧苦情、紛争に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情相互の話し合いによる解決	紛争紛争処理機関での解決	訴訟	苦情相互の話し合い中	紛争紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 50件	8件	2件	0件	24件	1件	15件
前年度からの継続している案件の件数 32件	5件	0件	14件	1件	0件	12件
合計 82件	13件	2件	14件	25件	1件	27件

* 苦情相互の話し合いによる解決に打ち切り（4件）を含む。

* 未解決案件の訴訟に苦情からの移行（3件）、紛争からの移行（3件）、前年度以前に解決した案件（3件）を含む。

(注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。

2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。

3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。

4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。

5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注) (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提訴したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 2件	0件		2件	
前年度から継続している案件の件数 4件	2件		2件	
合計 6件	2件		4件	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 12件	9件	3件	0件	0件
前年度からの継続している案件の件数 2件	2件	0件	0件	0件
合計 14件	11件	3件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表
(平成21年3月31日現在)

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,158,237	短期借入金	1,631,769
委託者未収金	127,007	1年内返済長期借入金	119,800
有価証券	135,835	1年内償還予定社債	260,000
商払費用	2,833,680	未払法人税等	15,337
前払費用	43,489	預り証拠金	
保管有価証券	692,145	(現金)	4,129,407
差入保証金	3,610,000	(有価証券)	692,145
委託者先物取引差金	806,409	未払金	460,072
未収入金	199,525	未払費用	27,586
保険積立金	205,333	預り金	25,778
その他	65,135	賞与引当金	61,000
貸倒引当金	△ 18,866	預り商品勘定	5,151,146
流動資産合計	12,857,934	その他	106,057
		流動負債合計	12,680,100
固定資産		固定負債	
有形固定資産		社債	1,360,000
建物	486,509	長期借入金	601,950
構築物	23	再評価に係る繰延税金負債	410,908
機械及び装置	4,219	繰延税金負債	44
車両	4,052	退職給付引当金	341,299
器具及び備品	89,622	その他	258,325
土地	1,530,095	固定負債合計	2,972,526
計	2,114,523		
無形固定資産		特別法上の準備金	
電話加入権	26,557	商品取引責任準備金	242,774
ソフトウェア	32,253	特別法上の準備金合計	242,774
計	58,811		
投資その他の資産		負債合計	15,895,401
投資有価証券	255,866	(純資産の部)	
関係会社株式	511,273	株主資本	
出資金	61,903	資本金	1,080,000
長期未収債権	134,717	利益剰余金	
長期差入保証金	485,504	利益準備金	270,000
長期貸付金	2,170	その他利益剰余金	
長期前払費用	7,270	別途積立金	1,000,000
その他の投資	4,741	繰越利益剰余金	△ 2,253,746
貸倒引当金	△ 100,423	計	△ 983,746
計	1,363,023	株主資本合計	96,253
固定資産合計	3,536,357	評価・換算差額等	
繰延資産		その他有価証券評価差額金	△ 39,556
社債発行費	22,764	土地再評価差額金	464,958
繰延資産合計	22,764	評価・換算差額等合計	425,401
		純資産合計	521,655
資産合計	16,417,056	負債・純資産合計	16,417,056

②損益計算書

損益計算書

自平成20年4月1日

至平成21年3月31日

単位：千円

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料	3,014,502	
売買取損益	△ 800,042	
その他	22,915	2,237,374
営業費用		
販売費及び一般管理費	3,790,559	3,790,559
営業損失		1,553,184
営業外収益		
受取利息	18,161	
有価証券利息	510	
受取配当金	29,011	
受取賃貸料	21,958	
その他	24,076	93,720
営業外費用		
支払利息	85,625	
社債利息	9,542	
その他	23,702	118,870
経常損失		1,578,335
特別利益		
固定資産売却益	5,384	
役員退職慰労引当金戻入	448,994	
その他	27,419	481,798
特別損失		
固定資産売却損	361	
固定資産除却損	9,516	
減損損失	9,021	
従業員退職割増金	23,275	
商品ファンド解約損	81,812	
店舗退室費用他	51,034	175,021
税引前当期純損失		1,271,558
法人税、住民税及び事業税		15,510
法人税等調整額		248,417
当期純損失		1,535,485

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成20年 4月 1日

至 平成21年 3月31日

単位：千円

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金				自己株式	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
			別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
前期末残高	1,080,000	270,000	1,000,000	△666,179	603,820	—	1,683,820
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	△1,535,485	△1,535,485	—	△1,535,485
再評価差額金取崩額	—	—	—	△52,080	△52,080	—	△52,080
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△1,587,566	△1,587,566	—	△1,587,566
当期末残高	1,080,000	270,000	1,000,000	△2,253,746	△983,746	—	96,253

単位：千円

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前期末残高	31,316	412,877	444,194	2,128,015
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	△1,535,485
再評価差額金取崩額	—	—	—	△52,080
自己株式の消却	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△70,873	52,080	△18,782	△18,792
当期変動額合計	△70,873	52,080	△18,792	△1,606,359
当期末残高	△39,556	464,958	425,401	521,655

④個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、昨今の商品先物市場の環境悪化を受け、収益の多様化を模索しておりましたが、今期から、正確には平成 20 年 12 月 1 日からカネツ FX 株式会社を媒介先として為替証拠金取引（くっく 365 取引）の代理・媒介業務を始め、全社を挙げて将来の業態転換を目指すといえるほどに為替証拠金取引に力を注いだために、その過渡期として 1,535,485 千円の当期純損失を計上しました。その結果、平成 21 年 3 月末現在の純資産額が 521,655 千円となり、清算機関（株式会社日本商品清算機構）が行う商品取引債務引受業の相手方となる資格（以下、清算資格といいます。）を維持するための純資産額の基準である 1,000,000 千円を下回っております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消し又改善すべく、平成 21 年 2 月から不採算店の閉鎖によるコスト削減、及び急激に伸びている為替証拠金取引業務に更に人、物の資源を集中させ、為替証拠金取引の手数料収入の増加で収益力強化を図っております。また、平成 21 年 4 月 21 日開催の取締役会において、新株式の発行を決議し、平成 21 年 4 月 28 日に 300,000 千円の払込みが完了しました。その結果、平成 21 年 4 月末現在の月次試算表（未監査）においては、純資産額が 1,000,000 千円以上に回復しており、清算機関に対する平成 21 年 4 月現在の純資産額の報告は、基準額を上回る金額で行っております。

しかし、清算資格の維持基準である純資産額 1,000,000 千円以上を維持し続けることができるかどうかについては今後の業績次第であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及び附属明細書に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年以内）によっております。

長期前払費用

均等償却法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（667,021 千円）については、平成 13 年度より 15 年による按分額を営業費用に計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費	償還期間にわたり定額法で償却しております。 (「3. 会計方針の変更」を参照)
②ヘッジ会計の方法	特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。
③受取委託手数料の計上基準	委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。
④固定資産の減損に係る会計基準	減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。
⑤消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
⑥千円単位の記載金額は、千円未満を切捨ててにより表示しております。	

3. 会計方針の変更

(たな卸資産の評価基準及び評価方法)

従来は、預り商品勘定及びそれに対応する商品については、個別法による原価評価を行っていましたが、預った商品を売却するにあたり、先物にて買建を行う等の取引を行っているため、この先物取引等の評価損益との対応等を図るべく、当事業年度から、預り商品勘定、それに対応する商品及び先物取引等の期末残高について時価評価を行っております。

この変更は、先物の買建等の価格変動が、会社の業績に与える影響が大きくなったこと等に鑑み、損益の実態を適切に把握し、会社の状況をより適切に反映させるために行ったものであります。

この変更により、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ 182,223 千円増加しております。

(社債発行費の会計処理)

社債発行費については、従来、支出時に「営業外費用」として全額費用処理していましたが、当事業年度の多額の無担保社債の発行に伴う多額の社債発行費の発生を契機に、より適切な期間損益計算を行うため、当事業年度より、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失が 22,765 千円減少しております。

4. 追加情報

(役員退職慰労引当金)

役員退職慰労金は、前期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成 19 年 4 月 13 日 監査・保証実務委員会報告 42 号)を適用し、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として、計上する方法に変更していましたが、平成 21 年 1 月 28 日の取締役会において、役員退職慰労金は支給しないことを決議しました。この変更に伴い、役員退職慰労引当金戻入額 448,994 千円は特別利益に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、税引前当期純損失が 448,994 千円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保に供している資産

定期預金	3,016,080 千円
有価証券	101,028 千円
保管有価証券(清算機構)	675,020 千円
建物	335,186 千円
土地	1,440,520 千円
計	5,567,836 千円

②担保に係る債務

短期借入金	1,631,769 千円
長期借入金	721,750 千円
取引証拠金	675,020 千円
証拠金 L/G	400,000 千円
計	3,428,539 千円

(2) 商品取引責任準備金制度に基づく使途拘束預金	242,774 千円
分離保管制度に基づく預託金	150,000 千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	1,114,548 千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務		
短期金銭債権		1,338,964 千円
短期金銭債務		437,497 千円
(5) 土地	土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布 法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税効果相当額を「負債の部」に、それ以外の金額を「純資産の部」に計上しております。	
	再評価の方法	
	土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に定める方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。	
	・再評価を行った年月日	平成 11 年 3 月 31 日
	・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	354,645 千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業外取引

営業収益	165,341 千円
営業費用	246,108 千円
営業外収益	57,078 千円
営業外費用	224 千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,800,000 株	—	—	5,800,000 株	
合計	5,800,000 株	—	—	5,800,000 株	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額	44 千円
繰延税金負債 合計	44 千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事実上の関係				
役員及びその近親者	清水清			当社取締役	なし			賃借料の支払(注1)	40,422	前払費用	3,385
								保証料の支払(注2)	6,400	-	1,066
								債務保証	3,200,000	-	-
役員及びその近親者	杉本良隆			当社取締役	なし			保証料の支払(注3)	2,000	前払費用	333
								債務保証	1,000,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上、賃借料金額を決定しております。
2. 当社は、銀行借入(期限5年)に対して取締役清水清より債務保証を受けて、年率0.2%の保証料を支払しております。
3. 当社は、銀行借入(期限5年)に対して取締役杉本良隆より債務保証を受けて、年率0.2%の保証料を支払しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事実上の関係				
子会社	カネツシンガポール	シンガポール	2,500,000 S\$	ブローカー業務及び輸出入業務	所有直接100.0%	兼任3人 出向1人	商品取引員	先物取引証拠金の受入	835,920	預り証拠金	364,605
								金地金のリース(注1)	170,670	預け商品	172,800
親会社	カネツホールディングス	東京都中央区	300,000 千円	国内外の会社の事業活動の指導及び管理	被所有直接100.0%	兼任6人	経営指導	経営指導料の支払(注2)	155,994	未払金	11,829
親会社の子会社	カネツジュエリー	東京都中央区	10,000 千円	貴金属及び宝飾品の販売	なし	兼任1人	貴金属の販売	先物取引証拠金の受入	4,372	預り証拠金	5,264
								金地金のリース(注1)	789,774	預け商品	1,157,760
	カネツビジネスサービス	東京都中央区	30,000 千円	グループ会社の事務代行業務	なし	兼任3人	コンピュータシステム利用と管理	ソフトウェアの譲渡(注3)	187,400	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 金地金のリース料率については、市場の取引実勢等に基づいて決定している。
- (注2) 受取手数料の4%の変動部分と固定部分に決定している。
- (注3) コンピュータプログラムの外注していたものを、未完成のまま外注原価で譲渡したものである。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	89円94銭
1株当たりの当期純損失	264円74銭

11. 重要な後発事象に関する注記

株主割当増資

当社は平成21年4月21日開催の取締役会において、株主割当増資に関して下記のとおり決議し、平成21年4月28日に払込を完了しています。

①発行新株式数	普通株式	1,000,000株
②発行価額	1株につき	300円
③発行価額の総額		300,000千円
④資本組入額	1株につき	170円
⑤資本金組入額の総額		170,000千円
⑥払込期日		平成21年4月28日
⑦割当先及び株式数	カネツホールディングス株式会社	1,000,000株
⑧資金の用途		事業資金に充当する予定であります。

12. 記載の金額は、1株当たり純資産額及び当期純損失を除き、千円未満を切捨てにより表示しております。

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額／リスク額×100]	210.1
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額／資本金額×100]	62.1
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本／資本金額×100]	48.3
(d) 自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]	3.2
(e) 修正自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]	4.1
(f) 負債比率 [負債合計額／純資産額×100]	2,333.5
(g) 流動比率 [流動資産額／流動負債額×100]	101.4